

人事院は、国家公務員の留学費用の償還に関する法律（平成十八年法律第七十号）に基づき、人事院規則一〇―一二（職員の留学費用の償還）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和元年五月二十四日

人事院総裁 一宮 なほみ

人事院規則一〇―一二―二四

人事院規則一〇―一二（職員の留学費用の償還）の一部を改正する人事院規則
人事院規則一〇―一二（職員の留学費用の償還）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分があるものは、これを当該傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（国の事務又は事業と密接な関連を有する業務を行う法人）	（国の事務又は事業と密接な関連を有する業務を行う法人）

第四条 留学費用償還法第二条第四項の人事院規則で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。

一・二 (略)

三 中部国際空港の設置及び管理に関する法律
(平成十年法律第三十六号) 第四条第二項に
規定する指定会社

四 アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律 (平成三十一年法律第十六号) 第二十条第三項に規定する指定法人

第四条 留学費用償還法第二条第四項の人事院規則で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。

一・二 (同上)

三 中部国際空港株式会社

(新設)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。